特集

ガス小売り自由化時代の独占禁止法上の留意点

都市ガスの小売りが4月に全面自由化され、一般家庭への小売りと異業種からの参入できるようになった。これに伴い、ガス事業法の改正取引条項が施行され、「適正な取引ガイドライン」の改定作業を担当した公取委の井堀治・経済取引局調整課課長補佐が解説する。

基本を知る

独禁法上問題となる行為とは

都市ガス事業において、ガス小売り自由化に伴い、一般家庭への小売りは、入札制の廃止によって事業所向け小売りが自由化され、都市ガス取引を行う事業者が独占禁止法を順守する義務が拡大する。

独禁法は、公正な取引を行う事業者が自由な競争をすることで、消費者の利益を確保することを目的としている。それを受けて、適正取引ガイドラインは、違法行為を都市ガス取引のどのような場面で行うのかを示している。

自由な競争を確保するためには、事業者が自由な意思決定に基づいて事業を行うことが重要であり、それを阻害する行為は、独禁法に違反する可能性がある。

ただ、どのような行為が独禁法に違反するのかについては、ガス事業者にとって分かりにくいものであるため、ガス事業者が不当な行為をしないよう、ガス事業者に対して、ガス小売事業者が不当な行為をしないように指導するとともに